

令和5年5月8日

市内小中学校保護者の皆様

知立市教育委員会
知立市小中学校長会

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の対応について

【令和5年5月8日版】

保護者の皆様におかれましては、日頃より、知立市の学校教育にご協力いただき、ありがとうございます。

この度、新型コロナウイルス感染症が2類感染症から、季節性インフルエンザと同等の5類感染症に移行することを踏まえ、下記のように対応させていただきます。また、各学校では、「健康観察」、「換気の確保」、「手洗い等の手指衛生」を行い、感染予防に留意しながら教育活動を進めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 お子さんが感染したとき

→**学校に連絡**

お子さんは、出席停止になります。症状が出た日を0日として5日を経過し、かつ、症状が軽くなった後1日を経過するまでが出席停止期間になります。

登校を再開するときは、各学校のホームページから、『新型コロナウイルス感染症登校許可報告書』をダウンロードし、ご記入の上、学校へご提出ください。

2 同居ご家族等が感染したとき

→**登校**

濃厚接触者の特定等はなくなりましたので、発熱等の症状がなければ、通常通りの登校です。

3 登校に関して不安があるとき

→**学校に相談**

同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいらっしゃるなどの事情がある場合は、学校に相談してください。

4 お願い

- (1) 学校教育活動の実施にあたっては、これまで通りマスクの着用を求めないことを基本とし、個人の判断に任せます。ただし、熱中症には十分注意してください。
- (2) お子さんに発熱等の風邪症状が見られたときは、無理せずご家庭での休養をお願いします。
- (3) 新型コロナワクチンを接種するため又は副反応と思われる体調不良のために欠席等するときは、「欠席」とせず「出席停止・忌引き等」とするなどの柔軟な対応をします。学校に連絡してください。
- (4) こまめな手洗い等の手指衛生、換気など、各家庭においても引き続き感染予防に十分努めてください。
- (5) 身体全体の抵抗力を上げるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるよう、ご協力をよろしくをお願いいたします。
- (6) 地域や学校において感染が流行している場合の対応については、今後ご連絡いたします。

担当 学校教育課（翠・内田）

電話 83-1111（内線 276）

E-mail:gakko@city.chiryu.lg.jp